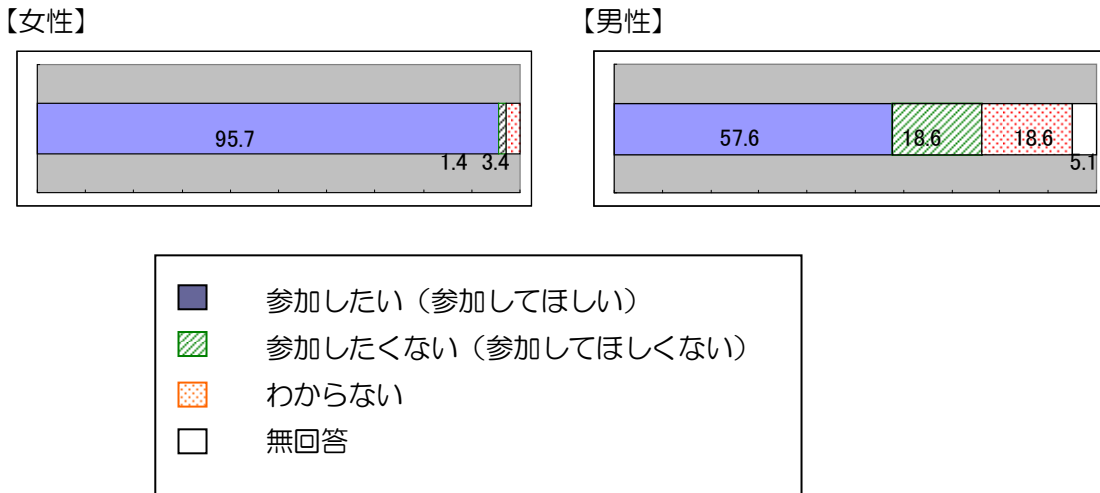


參 考 資 料

1 旧上河内町・旧河内町における市民意識調査の結果（抜粋）

（1） 家庭生活

① 男性の家事・子育て・介護等への参加



② 「男女の家事・子育て・介護等への参加に必要なこと」（上位3項目）

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1 夫婦の間で家事などの分担について十分話し合い，協力し合うこと | 32.9% |
| 2 男女の役割意識についての社会通念，慣習，しきたりを改めること | 16.7% |
| 3 労働時間短縮や休暇制度を普及させること | 14.4% |

（2） 社会参画

① 社会的活動の参加意向

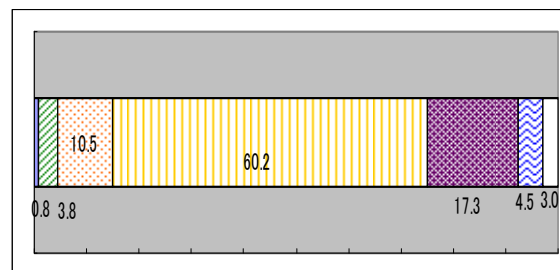
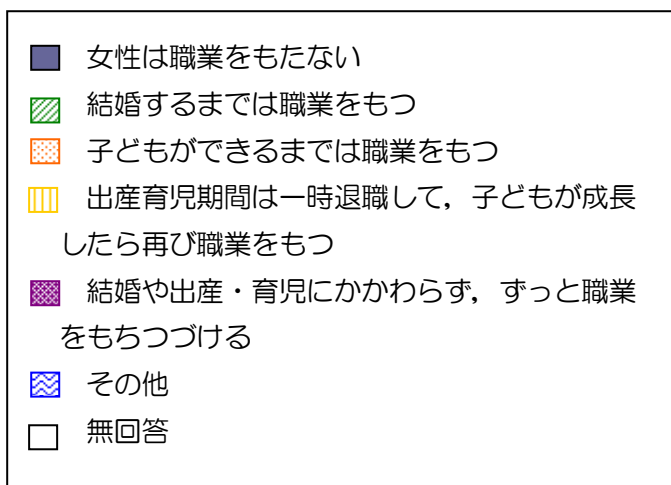
今後行ってみたい活動が「特にない」人の割合 19.9%

② 社会的活動に参加していない理由（上位3項目）

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 仕事が忙しく時間がないから | 38.8% |
| 2 やりたい活動がないから | 7.5% |
| 3 出産・育児があるから | 6.0% |

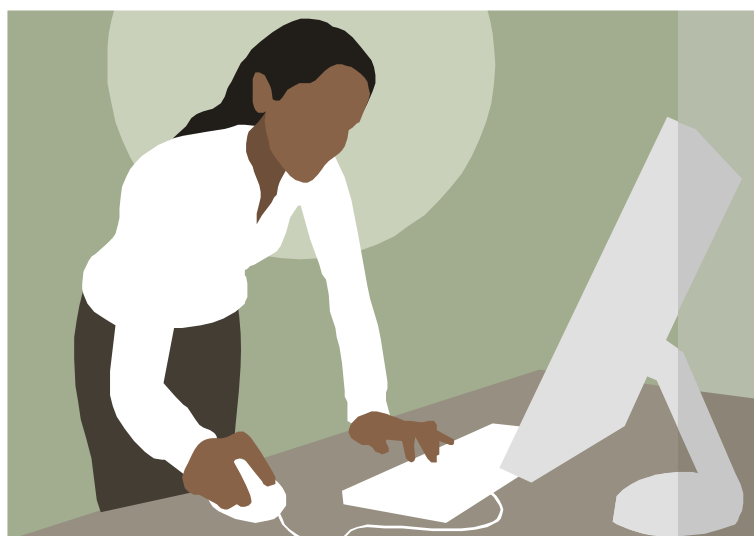
(3) 職業・就労

① 女性の働き方の理想



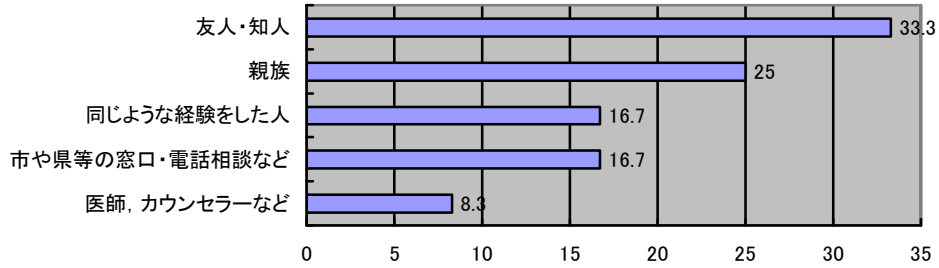
② 女性の再チャレンジに必要なこと（上位3項目）

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 夫の理解や家事・育児などへの参加 | 25.2% |
| ② 子どもや介護を必要とする人などをあずかってくれる施設の充実 | 21.3% |
| ③ 企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実 | 18.9% |

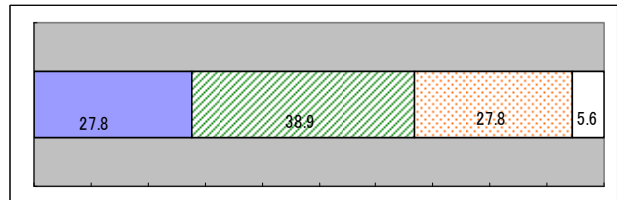
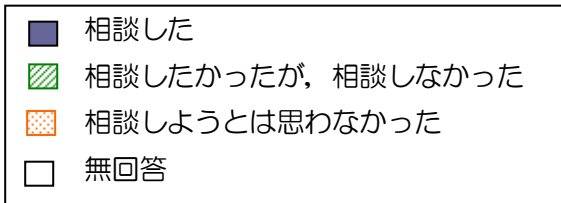


(4) 男女の人権

① 暴力を受けた人で相談した人の相談先



② 相談の有無（暴力を受けた人）



(5) 男女共同参画に関する施策

① 男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべき施策（上位3項目）

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 子どもの頃からの男女共同参画に関する教育・学習 | 18.6% |
| 2 | 仕事と家庭生活の両立支援 | 16.6% |
| 3 | 高齢社会における生活の安定 | 16.2% |

2 国際婦人年以降の女性問題をめぐる世界・日本・栃木県・宇都宮市の動き

(1) 世界の動き

①「国際婦人年」(1975年)及び「国連婦人の十年」(1976～1985年)

国連は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、メキシコで開催した国際婦人年世界会議では「平等・発展・平和」を基本理念とする「世界行動計画」が採択されました。翌年、1976年(昭和51年)からの10年間を「国連婦人の十年」とし、男女平等への取り組みが国内的にも意欲的に進められる契機となりました。

②「女子差別撤廃条約」採択(1979年)

1979年の国連総会では、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

③「ナイロビ将来戦略」採択(1985年)

「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年(昭和60年)ナイロビで第3回女性会議が開催され、10年間の取り組みの総括に基づき、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長させる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

④「北京宣言」及び「第4回世界女性会議行動綱領」採択(1995年)

1995年(平成7年)には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と「第4回世界女性会議行動綱領」が採択されました。また、宣言では女性の地位向上のためのキーワードとして「エンパワーメント(能力や権限などあらゆる意味での「力」を獲得すること)」の重要性が強調されました。

⑤「女性2000年会議」開催(2000年)

2000年(平成12年)には、ニューヨーク国連本部において、「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び北京行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

⑥国連「北京+10」世界閣僚級会合 開催(2005年)

2005年(平成17年)には、ニューヨーク国連本部において、国連「北京+10」世界閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」および「女性2000年会議成果文書」を再確認することを柱とした宣言が採択されました。

(2) 国の動き

①「国内行動計画」策定（1977年）

国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」をふまえながら日本の実情をもとに1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定されました。

②「女子差別撤廃条約」批准（1985年）、「男女雇用機会均等法」施行（1986年）

1985年（昭和60年）には「女子差別撤廃条約」が批准され、同年、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」が成立、翌1986年（昭和61年）年施行されました。

③「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定（1991年）

1987年（昭和62年）、ナイロビ将来戦略を受けて男女共同参画型社会の形成をめざした「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年（平成3年）には同計画の第一次改定が行われました。

④「男女共同参画2000年プラン」策定（1996年）

1995年（平成7年）の北京会議を受け、男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を提言、それを受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

⑤「男女共同参画社会基本法」施行（1999年）

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が成立、施行されました。

⑥「男女共同参画基本計画」策定（2000年）

2000年（平成12年）12月には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

⑦「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行（2001年）

2001年（平成13年）には、男女共同参画審議会からの答申を受けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、施行されました。

⑧「女性のチャレンジ支援策の推進について」を男女共同参画推進本部にて決定（2003年）

2003年（平成15年）には、小泉内閣総理大臣からの指示を受け、男女共同参画推進本部にて「女性チャレンジ支援策の推進について」が決定されました。社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%となることなどを目指し、政策・方針決定過程の参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、子育てや介護等といったん仕事を中断した女性の「再」チャレンジの3つのチャレンジを支援

するための支援策が示されました。

⑨「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（2004年）

2004年（平成16年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立、施行されました。改正内容の主なものは、配偶者からの暴力の定義の拡大や被害者の自立支援の明確化などでした。

⑩「男女共同参画基本計画（第2次）」の改定（2005年）

2005年（平成17年）12月には、男女共同参画会議の答申を受け、「男女共同参画基本計画（第2次）」が改定されました。

⑪「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（2008年）

2007年（平成19年）7月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、翌年2008年（平成20年）1月に施行されました。改正内容の主なものは、保護命令制度の拡充や、市町村に基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化したことなどでした。

（3）栃木県の動き

①「とちぎ新時代女性プラン三期計画」策定及び「とちぎ女性センター」開設（1996年）

1996年（平成8年）には、二期計画の理念を継承し、男女共同参画社会づくりをめざすための新たな指針として「とちぎ新時代女性プラン三期計画」が策定されました。

また、女性問題の解決のため、意識啓発や学習活動、情報提供、調査研究などの活動の中核施設として「とちぎ女性センター」が開設されました。

②「とちぎ男女共同参画プラン」策定（2001年）

2001年（平成13年）3月には「とちぎ新時代女性プラン三期計画」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」が策定されました。

③「栃木県男女共同参画推進条例」施行（2003年）

2002年（平成14年）12月には、「栃木県男女共同参画推進条例」が成立、公布され、2003年（平成15年）4月から施行されました。

④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定（2005年）

2005年（平成17年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（都道府県基本計画）が策定されました。

⑤「とちぎ男女共同参画プラン」〔二期計画〕策定（2006年）

2006年（平成18年）には、「とちぎ男女共同参画プラン」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」〔二期計画〕が策定されました。

(4) 本市の動き

① 婦人問題担当及び「婦人問題庁内連絡会議」設置（1980年）

婦人問題に対する市の窓口として1980年（昭和55年）市長公室広報課に婦人問題担当を設置し、併せて庁内の婦人施策関係課による「婦人問題庁内連絡会議」を設置しました。

② 「婦人青少年課」設置及び「宇都宮市婦人問題懇話会」設置（1981年）

1981年（昭和56年）には、婦人行政を積極的に展開するため民生部に婦人係を新設し、「婦人青少年課」として新設するとともに、婦人問題について民間有識者の声を施策に反映させるため「宇都宮市婦人問題懇話会」を設置しました。

③ 「婦人のための宇都宮市総合計画」策定及び「宇都宮市婦人のつどい」開催（1982年）

婦人問題懇話会の意見具申を受けて、1982年（昭和57年）に婦人の地位向上を目標として、「婦人のための宇都宮市総合計画」を策定しました。さらに、婦人問題の啓発活動の一環として、この年から「宇都宮市婦人のつどい」を開催しました。

④ 「宇都宮市婦人青少年センター」設置及び「宇都宮市婦人団体連絡協議会」発足（1986年）

1986年（昭和61年）宇都宮市総合コミュニティセンターの建設にあわせて、「宇都宮市婦人青少年センター」を設置しました。また開館を契機に、市内の婦人団体の協議会組織として「宇都宮市婦人団体連絡協議会」が発足しました。

⑤ 「第2次婦人のための宇都宮市総合計画（うつのみや女性プラン）」策定（1987年）

1987年（昭和62年）の第3次宇都宮市総合計画の策定を機に、平均寿命の伸長、高学歴化、各家族化など女性をめぐる環境の変化や価値観の多様化をふまえ、女性の地位向上を目指す具体的指針として「第2次婦人のための宇都宮市総合計画（うつのみや女性プラン）」を策定しました。

⑥ 「第2次女性のための宇都宮市総合計画 改定版（うつのみや女性プラン）」策定（1991年）

1991年（平成3年）には、社会情勢の変化や女性の生き方の多様化などに対応するため、計画の見直しを行い、男女共同参画社会の形成を目指して「第2次女性のための宇都宮市総合計画 改定版（うつのみや女性プラン）」として改めました。

⑦ 「日本女性会議 '96うつのみや」開催及び「うつのみや宣言」採択（1996年）

1996年（平成8年）、女性の地位向上や男女平等の達成のために行動することを目的として「日本女性会議 '96うつのみや」を本市で開催しました。会議では、家庭、地域、職場などの領域において、男女共生社会実現のために自ら行動することを呼びかけ「うつ

のみや宣言」を採択しました。

⑧「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」策定（1997年）

1997年（平成9年）には、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的・計画的に展開するために、「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」を策定しました。

⑨「女性政策課」設置（1998年）

1998年（平成10年）には、男女共同参画を強力に推進するため、女性青少年課を廃止し、「女性政策課」と「青少年課」を設置し、女性政策課に男女共同参画推進担当及び事業係を設置しました。

⑩「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」策定（1999年）

1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の下位計画として「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」を策定しました。

⑪「男女共同参画課」設置及び「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」設置（2002年）

2002年（平成14年）には、男女共同参画を積極的に推進するため、女性政策課を「男女共同参画課」と改称しました。「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の改定及びその他男女共同参画社会の形成の促進のため、「宇都宮市男女共同参画推進条例」の検討に入るため、庁内には「男女共同参画推進委員会」を設置し、庁外には「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」を設置しました。2002年（平成14年）度は、行動計画の見直しに先がけ、「宇都宮市男女共同参画指針条例」の検討を行いました。

⑫「宇都宮市男女共同参画推進条例」施行及び「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置（2003年）

2003年（平成15年）には、国内外の動きや県の動きとも協調しながら、市民、事業者及び市の協働による21世紀の宇都宮市にふさわしい男女共同参画社会づくりを進めるための「宇都宮市男女共同参画推進条例」を6月に成立、公布し、7月から施行しています。

条例に基づいて、行動計画の策定や変更について意見を述べたり、必要な事項を調査、審議する「宇都宮市男女共同参画審議会」を設置しました。

また、男女共同参画の活動拠点として「宇都宮市男女共同参画推進センター」を開設しました。

⑬「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」の策定（2004年）

2004年（平成16年）2月には、宇都宮市男女共同参画推進条例に基づく初めての行動計画として、条例の具現化を図り、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するため「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」を策定しました。

参 考 資 料

⑭「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」の開催（2006年）

2006年（平成18年）10月には、男女共同参画に関する問題を総合的に研究討議するとともに、都市間の交流を推進し、男女共同参画社会の実現に向けた実践的展開を図るため「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」を開催しました。「あなたとわたし と きめく未来へ 輝く個性」をテーマに、働き方やまちづくりについて討議し、アピール文を採択しました。

<年 表>

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1975年 (昭和50年)	6月 国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）開催（メキシコシティ） 「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 10月 国連総会で「国連婦人の10年」を決定（1976年～1985年）	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」（本部長・内閣総理大臣）設置		
1976年 (昭和51年)		6月 民法一部改正（離婚後も婚姻中の氏を使えることになる）		
1977年 (昭和52年)		1月 「国内行動計画」策定（S52～S61） 10月 国立婦人教育会館（埼玉県嵐山町）開館		
1979年 (昭和54年)	12月 国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		4月 「婦人青少年課」・「婦人行政連絡会議」設置 7月 「栃木県婦人問題懇話会」設置	
1980年 (昭和55年)	7月 「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催（コペンハーゲン） 「女子差別撤廃条約」署名式（51ヶ国が署名）			4月 市長公室広報課に婦人問題担当を設置 6月 庁内の婦人施策関係課による「婦人問題庁内連絡会議」設置
1981年 (昭和56年)	6月 ILO第156号「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」採択	1月 民法改正施行（配偶者の相続分1/3から1/2へ） 5月 「国内行動計画後期重点目標」策定	3月 「婦人のための栃木県計画」策定（S56～S60）	4月 「婦人青少年課」設置 5月 「宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1982年 (昭和57年)				8月 「婦人のための宇都宮市総合計画」策定（S57～S60） 2月 第1回「宇都宮市婦人のつどい」をこの年から開催

参 考 資 料

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1985年 (昭和60年)	7月 「国連婦人の10年」世界会議(第3回世界女性会議)開催(ケニヤ・ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(1986年～2000年)採択	1月 国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ) 6月 「女子差別撤廃条約」批准		6月 「第2次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1986年 (昭和61年)		3月 「婦人問題企画推進有識者会議」設置 4月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行 4月 国民年金法の改正施行(女性の年金権確立)	2月 「とちぎ新時代女性プラン」策定(S61～H2)	4月 「宇都宮市婦人青少年センター」設置 4月 「宇都宮市婦人団体連絡協議会」発足 8月 「第3次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1987年 (昭和62年)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(S62～H12)		8月 「第2次婦人のための宇都宮市総合計画(うつのみや女性プラン)」策定(S61～H7)
1990年 (平成2年)	5月 女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(～2000年)			4月 「婦人」の呼称を「女性」に改めることに伴い、文章表記において「婦人問題」を「女性問題」とする 8月 「第4次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1991年 (平成3年)		5月 西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)(H3～H12)	3月 「とちぎ新時代女性プラン二期計画」策定(H3～H7) 4月 「婦人」の呼称を「女性」に改める	9月 「第2次女性のための宇都宮市総合計画改定版(うつのみや女性プラン)」策定
1992年 (平成4年)		4月 「育児休業等に関する法律」施行		4月 組織名称における「婦人」の呼称を「女性」に改める 4月 「婦人青少年センター」を「女性青少年センター」に改める
1993年 (平成5年)	6月 世界人権会議開催「ウイーン宣言及び行動計画」(女性の平等の地位と女性の人権)採択	12月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行		
1994年 (平成6年)		6月 「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 7月 「男女共同参画推進本部」発足		
1995年 (平成7年)	9月 第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」「北京行動綱領」の採択(～2000年)	4月 「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)批准		

参 考 資 料

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1996年 (平成8年)		12月 「男女共同参画2000年プラン」策定（H8～H12）	3月 「とちぎ新時代女性プラン三期計画」策定（H8～H12） 4月 「とちぎ女性センター」開館 7月 「男女共同参画推進本部」の設置	2月 「第5次宇都宮市婦人問題懇話会」設置 10月 「日本女性会議'96うつのみや」開催 家庭、地域、職場などの領域における男女共生社会実現をめざした「うつのみや宣言」採択
1997年 (平成9年)				11月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」策定（H9～H18）
1998年 (平成10年)		4月 「男女雇用機会均等法」改正（一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。）		2月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市民会議」発足 4月 「女性青少年課」を廃止し「女性政策課」と「青少年課」を設置 10月 宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会設置
1999年 (平成11年)		4月 「育児・介護休業法」施行 6月 「男女共同参画社会基本法」施行	7月 「栃木県男女共同参画懇話会」を設置	3月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の下位計画として「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」を策定（H10～H14）
2000年 (平成12年)	6月 世界女性2000会議開催（ニューヨーク） 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	4月 介護保険制度開始 12月 「男女共同参画基本計画」策定		
2001年 (平成13年)		4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 4月 「男女共同参画会議」設置	3月 「とちぎ新時代女性プラン三期計画」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」策定（H13～H17）	
2002年 (平成14年)				4月 「女性政策課」を「男女共同参画課」に改める 6月 「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」設置
2003年 (平成15年)		7月 「次世代育成支援推進法」施行	4月 「栃木県男女共同参画推進条例」施行	7月 「宇都宮市男女共同参画推進条例」施行 7月 「宇都宮市男女共同参画審議会」設置 7月 「宇都宮市男女共同参画推進センター」開設

参 考 資 料

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
2004年 (平成16年)		12月 「DV防止法」の一部改正施行		2月 「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」策定
2005年 (平成17年)		4月 「育児・介護休業法」の一部改正施行	11月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2006年 (平成18年)			3月 「とちぎ男女共同参画プラン」【二期計画】策定	10月 「第17回男女共同参画全国都市会議inうつのみや」の開催
2007年 (平成19年)		10月 「男女雇用機会均等法」の一部改正施行		
2008年 (平成20年)		1月 「DV防止法」の一部改正施行		



次世代育成支援対策推進法第14条第1項の
厚生労働大臣の定める表示（認定マーク）



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1979年12月18日 国際連合総会採択 1985年6月25日 批准)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国連及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

参 考 資 料

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のた

めの同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

参 考 資 料

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の

参 考 資 料

氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

参 考 資 料

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

4 男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第78号 平成11年6月23日公布・施行)

目次

第1章 総則(1条—12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(13条—20条)

第3章 男女共同参画会議(21条—28条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

参 考 資 料

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

② 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

② 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

③ 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

④ 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

⑤ 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

② 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

③ 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

④ 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参 考 資 料

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

② 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

② 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

③ 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

④ 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

② 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4** 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5** 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

参 考 資 料

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十二年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更な

参 考 資 料

る身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号

の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる

参 考 資 料

申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若し

くは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。

参 考 資 料

ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育

及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条

参 考 資 料

(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。), 第七条, 第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。), 第二十七条及び第二十八条の規定は, 平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し, 又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については, これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは, 「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については, この法律の施行後三年を目途として, この法律の施行状況等を勘案し, 検討が加えられ, その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号)

(施行期日)

第一条 この法律は, 公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については, なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については, 同項中「二月」とあるのは, 「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については, この法律の施行後三年を目途として, 新法の施行状況等を勘案し, 検討が加えられ, その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は, 公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については, なお従前の例による。

6 宇都宮市男女共同参画推進条例

(平成15年宇都宮市条例第29号 平成15年6月27日公布 平成15年7月1日施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画

参 考 資 料

する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。

(5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者（以下「教育関係者」という。）は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、宇都宮市男女共同参画審議会（第23条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

参 考 資 料

第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

- 第17条** 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(職場での取組等)

- 第18条** 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

- 第19条** 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。
- 2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

- 第20条** 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

- 第21条** 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき意見を述べること。

(2) 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

7 宇都宮市男女共同参画審議会

(1) 宇都宮市男女共同参画審議会委員名簿

平成19年7月1日

区分		人数	氏名	性別	所属団体・役職名等
学識経験者		3	山口 哲子	女	宇都宮文星短期大学教授（ジェンダー研究）
			加藤 千佐子	女	作新学院大学女子短期大学教授（教育心理学）
			藤井 佐知子	女	宇都宮大学教育学部教授（カリキュラム開発学）
関係機関		2	本間 直子	女	栃木労働局雇用均等室長
			宇田川 幸代	女	財団法人とちぎ男女共同参画財団 事務局長
関係分野	商工	1	横松 宏明	男	宇都宮商工会議所 議員
	教育	2	沼尾 栄子	女	若松原中学校長
			越井 文夫	男	岡本西小学校長
	労働	1	砂長 勉	男	日本労働組合総連合栃木連合宇河地域協議会事務局長
	保健	1	渡辺 洋伸	男	宇都宮市医師会理事
	福祉	1	杉山 茂之	男	宇都宮市民生委員児童委員協議会 理事
	海外セミナー 等修了生	1	谷津 嘉子	女	平成15年度地域リーダー養成海外派遣団員
	報道	1	佐藤 英雄	男	下野新聞社 編集局長
	法律	1	平野 浩視	男	弁護士
	団体活動	2	小林 博彦	男	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議 会長
添田 包子			女	宇都宮市女性団体連絡協議会会長	
合併町	河内	1	小嶋 由美子	女	かわち女性団体連絡協議会会長
	上河内	1	鈴木 昭子	女	上河内女性団体連絡協議会会長
公募		2	大野 美智子	女	
公募		1	手塚 里美	女	

(2) 諮 問

宮男女共第87号
平成19年9月3日

宇都宮市男女共同参画審議会
会 長 山 口 哲 子 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一
(市民生活部男女共同参画課扱)

(仮称) 第2次宇都宮市男女共同参画行動計画について (諮問)

このことについて、宇都宮市男女共同参画推進条例（平成15年条例第29号）第8条第2項に基づき、(仮称) 第2次宇都宮市男女共同参画行動計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

(3) 意見書

平成20年2月25日

宇都宮市長 佐藤栄一様

宇都宮市男女共同参画審議会
会長 山口哲子

(仮称) 第2次宇都宮市男女共同参画行動計画について

平成19年9月3日付 宮男女共第87号をもって諮問のあった(仮称)第2次
宇都宮市男女共同参画行動計画について、別紙のとおり意見を述べます。

(仮称) 第 2 次宇都宮市男女共同参画行動計画

意 見 書

平成 20 年 2 月 2 5 日

宇都宮市男女共同参画審議会

1 意見書の提出にあたって

当審議会は、宇都宮市が平成16年2月に策定した「宇都宮市男女共同参画行動計画」を改定するにあたり、市長からの諮問に応じ、専門的な見地から意見を提言するものである。

当審議会は、平成19年9月3日の第1回の会議以降、5回の会議を開催し、さまざまな議論を重ねてきたところである。

少子高齢化、人口減少時代の到来、国際化、高度情報化など社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応し、活力ある社会を築いていくためには、社会のあらゆる分野に男女がともに参画する男女共同参画社会の実現が求められている。

今、社会では、平成15年の次世代育成支援対策推進法の施行や平成17年の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の一部改正など、国をあげて次世代育成と労働環境の整備に取り組んでいるところである。

宇都宮市においては、市民を対象とした意識調査から、多くの男性が、仕事が忙しく家庭生活や社会的活動に参加したくてもできない状況にあることや、再就職型の働き方を望む女性の割合が全国調査の水準を上回るなどの現状が明らかになった。

こうした現状に対応し、男性も女性も希望に沿って仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図るための環境整備として、特に、男性の意識改革や働き方の見直し、仕事と家庭の両立支援、女性の再就職支援に重点的に取り組む必要がある。

また、過去5年間のうちに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が2度にわたり改正され、被害者の自立支援の明確化や配偶者からの暴力被害者に対する市町村の支援強化が明記されたところである。

宇都宮市においても、意識調査から、過去2年間に女性の10人に1人以上が配偶者からの暴力を受けた経験があり、その多くが誰にも相談していないという状況が明らかになった。

また、宇都宮市において配偶者からの暴力による凄惨な事件が発生していることから、被害者の総合的な支援を強化すること、並びに人権尊重を基本とした暴力の未然防止に努める必要がある。

新しい「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定するにあたっては、以上、ワーク・ライフ・バランスおよび配偶者からの暴力防止の2点を特に喫緊の課題と捉え、重点的、集中的に施策・事業を展開されたい。

当審議会では、このような課題認識のもとに、この意見書をまとめたところである。宇都宮市においては、第2次宇都宮市男女共同参画行動計画を策定するにあたり、この意見書の趣旨を十分に反映するとともに、これらの課題を解決し、男女がともに人権を尊重し、それぞれの能力を十分に発揮できる社会を実現するため、より分かりやすく明確な行動計画を策定されたい。

2 計画の推進について

ワーク・ライフ・バランスおよび配偶者からの暴力対策を重点的に進めるにあたっては、それらの推進の基盤となる男女共同参画意識の醸成を全市的に図っていく必要がある。

こうしたことから、男女共同参画の理念と第2次宇都宮市男女共同参画行動計画の趣旨を多くの市民に周知し理解を深めるために、本計画に宇都宮市独自のスローガンを付し、全市的展開を図ること。

また、こうした取組を一過性のものとせず、次代につなぐためには若者への働きかけが必要であるため、若者への教育・啓発等を積極的に行うこと。

計画の推進にあたっては市民の主体的な取組が欠かせないが、特に、喫緊の課題であるワーク・ライフ・バランスの実現に的確に対応し、推進するために、事業者の取組を強化しなければならない。市民等と市が一体となって推進するため、協働という観点からも、当審議会も推進に力を尽くしていく。

計画の進行管理については、毎年、年次報告書を作成し計画の実効性を高める必要がある。その際、単なる進捗状況の把握にとどまることなく、次の行動につながる意味のあるものとする。

計画の推進にあたっては、本計画が宇都宮市の男女共同参画施策の指針となることを念頭において、市民、事業者、教育関係者と市が協力・連携しながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進することを期待する。

3 その他の意見

特に重点的に取り組む施策・事業に対する財政上の措置を確実なものとしてほしい。

参 考 資 料

(4) 宇都宮市男女共同参画審議会の会議経過

回	開催日	主な内容
第 1 回	平成19年 9 月3日	・「(仮称)第2次男女共同参画行動計画」の策定について ・「(仮称)第2次男女共同参画行動計画」における課題の抽出について
第 2 回	平成19年 10 月 4 日	「(仮称)第2次男女共同参画行動計画」の体系案について
第 3 回	平成19年11月7日	「(仮称)第2次男女共同参画行動計画」計上施策事業案について
第 4 回	平成19年 12 月21日	・「(仮称)第2次男女共同参画行動計画」の目標値について ・「(仮称)第2次男女共同参画行動計画」のスローガンについて ・「(仮称)第2次男女共同参画行動計画」素案について
第 5 回	平成20年 2 月22日	「(仮称)第2次男女共同参画行動計画」の意見書(案)について
	平成20年 2 月25日	市長へ意見書の提出



意見書を佐藤栄一市長に手交する山口哲子会長と佐藤英雄副会長